

介護保険事業者指定申請の手引き

訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション編

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

目 次

I 指定の意義・指定の審査等

II 指定の基準

- 1 基本方針のあらまし
- 2 基準のあらまし

III 指定の事務の流れ

IV 指定申請書類

※介護保険法に基づく各種申請、届出等について書類の作成や届出業務について、業として行えるのは社会保険労務士法により社会保険労務士の資格を付与された社会保険労務士のみです。

社会保険労務士が書類作成された場合や、申請等に同行された場合は「社会保険労務士証票」もしくは「社会保険労務士会会員証」をご提示いただくことがあります。

ただし、行政書士法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 29 号）附則第 2 項に規定されているとおり、当該法律の施行（昭和 55 年 9 月 1 日）の際に、現に行政書士会に入会していた行政書士は書類の作成について業として行えます。

この手引きは、新規指定の申請等をされる方が、基準を確認しながら手続きを行っていただけるよう作成しました。

また、既に指定を受けられている事業所の方にも、活用いただけましたら幸いです。

なお、この手引きは、随時見直しをしています。その都度、NAGOYAかいごネットにて改訂版を提供しますので、必ずホームページで最新版をご確認の上、申請等の手続きをしてください。

この手引きは、令和 8 年 8 月 17 日版です。

I 指定の意義・指定の審査等

- ・名古屋市内に事業所を設置し、介護保険法に基づく居宅サービス（介護予防サービス）の事業を行い、介護報酬を受けるには、名古屋市長の指定を受ける必要があります。
- ・訪問リハビリテーションは、病院又は診療所が行うものと、介護老人保健施設又は介護医療院が行うものがあります。
- ・このうち、病院又は診療所については、保険医療機関の指定を受けたときに、介護保険法の規定により指定があったものとみなされます（医療みなし指定）。ただし、歯科の場合は、事業開始の際に届出が必要です。なお、この医療みなし指定を届出により辞退することもできますが、いったん辞退し、再度訪問リハビリテーションを行うためには、この手引書に沿った指定申請が必要です。
- ・介護老人保健施設又は介護医療院については、当該施設の開設許可があったときに、訪問リハビリテーション事業所の指定があったとみなされます（施設みなし指定）。なお、この施設みなし指定を届出により辞退することもできますが、一旦辞退し、再度訪問リハビリテーションを行うためには、この手引書に沿った指定申請が必要です。
- ・指定は、事業者からの申請に基づき、事業所ごとに行います。
- ・指定にあたり、①申請者が介護老人保健施設又は介護医療院を開設している者（又は病院、診療所を開設している者（法人格不要））であること、②従業者の人員及び設備の基準を満たすこと、③申請者又はその他役員等が欠格事由に該当しないこと等を審査します。
- ・指定の有効期間は、6年です。それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新申請をする必要があります。その際、基準に従って適切な運営がされない場合には、指定の更新が受けられないことがあります。なお、医療みなし指定及び施設みなし指定の場合は、指定の更新申請の必要はありません。
- ・人員、設備、運営基準違反等取消し事由に該当した場合は、指定の取り消しや、指定の全部又は一部の効力停止（介護報酬の請求停止や新規利用者との契約停止等）の行政処分を受けることがあります。

II 指定の基準

- ・訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）についての指定基準は、次の基準により規定されています。事業を行うにあたり、基準省令、基準条例の理解が必要です。基準省令や基準条例は、必要最低限の基準を定めたものであり、事業者はこれらを遵守し、常に事業運営の向上に努めなければなりません。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）	基準省令
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）	基準省令
名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年名古屋市条例第 73 号）	基準条例
名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年名古屋市条例 78 号）	基準条例

- ・基準省令及び基準条例には、次の要件が定められています。

①基本方針	訪問リハビリテーション等の目的等
②人員基準	従業者の技能・人員に関する基準
③設備基準	事業所に必要な設備についての基準
④運営基準	保険給付の対象となる介護サービス事業を実施する上で求められる運営上の基準
⑤本市独自基準	
ア 提供した具体的なサービス内容等の記録	5年 ※基準省令では2年
イ 暴力団の排除	名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとしないようにしなければならない。

1 基本方針のあらまし

「訪問リハビリテーション」とは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復等を図るものでなければなりません。

「介護予防訪問リハビリテーション」とは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

2 基準のあらまし

(1) 人員基準

ア 医師

専任の常勤医師を1人以上配置すること。

- ・病院又は診療所と併設の、介護老人保健施設又は介護医療院であって、介護老人保健施設又は介護医療院の医師の配置基準を満たしさらに余力がある場合は、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。(常勤の要件を満たす。)
- ・介護老人保健施設又は介護医療院の常勤医師との兼務で差し支えない。(常勤の要件を満たす。)
- ・みなし指定を受けた介護老人保健施設又は介護医療院においては、当該介護老人保健施設又は介護医療院の医師の配置基準を満たすことをもって、訪問リハビリテーション事業所の医師の常勤配置に係る基準を満たしているものとみなすことができる。

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

適当数配置

※管理者について

管理者については、人員基準上に配置についての記載がないが、運営基準上に、次の通り管理者の職務（基準省令第52条）の記載がある。

- ・ 従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- ・ 従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行う。

よって、管理者については、人員基準の面からではなく、運営基準の面から配置が必要となる。

（２）設備基準

ア 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であること。

イ 専用の区画

事業を行うために必要な専用の区画を設けること。なお、業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されれば足りる。

ウ 設備及び備品

事業に必要な設備及び備品等を確保すること。ただし、併設の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院において、診療用に備え付けられたものを使用することができる。

（３）運営基準

運営の基準として次のような項目が規定されています。

(1) 内容および手続の説明及び同意 (2) 提供拒否の禁止 (3) サービス提供困難時の対応
(4) 受給資格等の確認 (5) 要介護及び要支援認定の申請に係る援助 (6) 心身の状況等の把握
(7) 居宅介護支援事業者等及び介護予防支援事業者等との連携 (8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 (9) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供
(10) 居宅サービス計画等及び介護予防サービス計画等の変更の援助 (11) 身分を証する書類の携行
(12) サービスの提供の記録 (13) 利用料等の受領 (14) 保険給付の請求のための証明書の交付
(15) 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針
(16) 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針
(17) 訪問リハビリテーション計画の作成
(18) 利用者に関する市町村への通知 (19) 管理者の責務 (20) 運営規程 (21) 勤務体制の確保等
(22) 業務継続計画の策定等 (23) 衛生管理等 (24) 掲示 (25) 秘密保持等 (26) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止
(27) 苦情処理 (28) 地域との連携等 (29) 事故発生時の対応 (30) 虐待の防止 (31) 会計の区分 (32) 記録の整備
(33) 電磁的記録等 (34) 暴力団の排除

Ⅲ 指定の事務の流れ

(1) 指定の受付担当部署

- ・訪問リハビリテーション等の指定（歯科（病院又は診療所）の医療みなし指定後の事業開始届を含む。）に関する事務は、名古屋市介護事業者指定指導センターにおいて行います。
- ・図面相談等対面受付にて行う事項については、事前予約が必要です。必ず予約をしていただいた上でお越しください。

◎〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目7番12号 サカエ東栄ビル3階

名古屋市介護事業者指定指導センター

電話 052-950-2232

F A X 052-971-0577

※ご来訪の際は、駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- ・提出書類の様式等は、NAGOYAかいごネットからダウンロードができますので、ご活用ください。

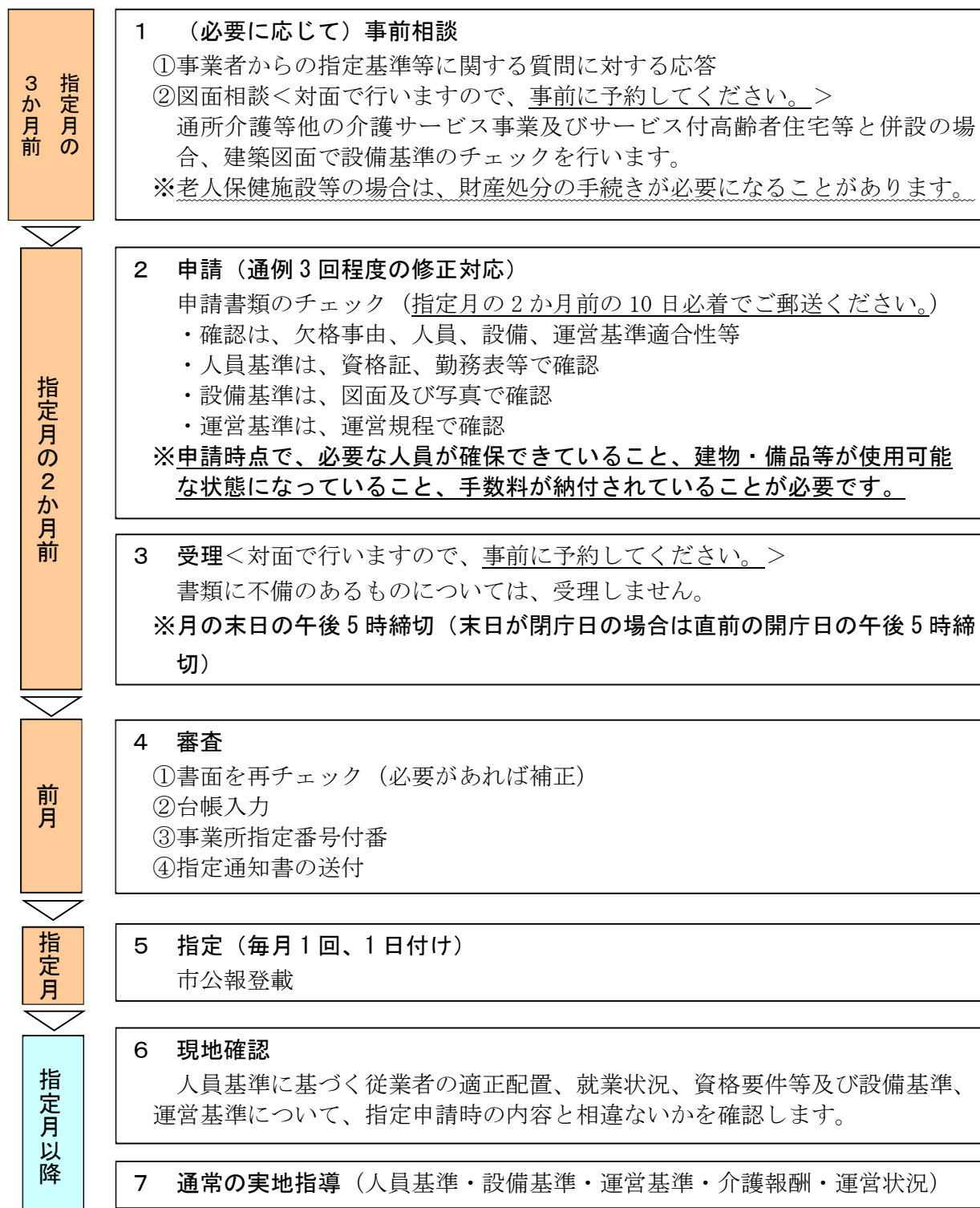
※NAGOYA かいごネット : <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top>

(2) スケジュール

ア 歯科（病院又は診療所）の医療みなし指定後の事業開始の届出

- ・保健医療機関として指定された当月から介護保険法に基づく訪問リハビリテーション等を開始する場合は、当該月の 25 日（25 日が閉庁日の場合は直前の開庁日）まで（必着）に必要な書類をご郵送ください。
- ・当月以外の場合は、事業開始予定月の前月 15 日（15 日が閉庁日の場合は直前の開庁日）まで（必着）にご郵送ください。

イ 指定申請（再申請を含む）



＜指定申請書受理後の留意事項＞

指定申請書が受理されてから指定までは、約 1 か月間ありますが、その間は指定申請書等の書類の審査を行っております。

受理されていても指定予定であり、指定通知書が法人に届く(指定番号を電話等で確認した場合も含む)までの間は利用予定者との契約はできませんのでご注意ください。

また、広告等については以下のことにご注意ください。

◎内容が虚偽又は誇大なものとならないようにしてください。

◎居宅介護支援事業所について、他の居宅サービスや施設サービスの営業活動を併せて行うことは認められません。

◎介護事業所として既に指定を受けているかのような表現はしないようにしてください。(例 良い例：9 月 1 日指定予定、悪い例：9 月 1 日オープン) また、内覧会等を開催する場合についても同様です。

◎各家庭を訪問し、広報を行うにあたって、強引な勧誘と受け取られかねないような対応は慎んでください。

(3) その他

ア 生活保護法等の指定

介護保険法の指定を受けた場合、同時に生活保護法等の指定を受けることとなります。詳しくは下記ページをご覧ください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2014081100021/>

イ 業務管理体制に関する届出

書面又は業務管理体制の整備に関する届出システムにて届出を行ってください。

詳しくは下記ページをご覧ください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/taisei.html>

IV 指定申請書類

- ・指定申請と、歯科（病院又は診療所）の医療みなし指定後の事業開始届には、それぞれにチェックリストがあり、必要書類も異なります。それぞれの必要書類は、当該チェックリストでご確認ください。なお、チェックリストに掲載の書類の他にも、必要に応じて追加書類を求める場合がございます。

指定申請に係るチェックリストは、下記ページに掲載しております。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/shisetsu>

歯科（病院又は診療所）の医療みなし指定後の事業開始届に係るチェックリスト（次の「1 指定申請書類について」の「(2) 事業開始に係る記載事項」の別シートとなっております。）は、下記ページに掲載しております。

<https://www.kaigo->

[wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/minashi/rehabilitation.html](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/minashi/rehabilitation.html)

- ・それぞれのチェックリストの右側には書類ごとに注意事項を記載しております。各書類を作成する際には必ずご確認ください。
- ・訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションを同時に申請する場合は、重複する書類の提出は不要です。ただし、各書類のサービス種類を記載する箇所には両方のサービス名を記載してください。
- ・書類提出の際には、次の「1 指定申請書類について」の掲載順に揃えてご提出ください。

1 指定申請書類について

事業開始届の場合は、次の（１）、（３）、（７）、（９）、（１４）、（１５）、（１６）、（１８）及び（１９）は不要です。

★チェックリスト（チェックリストも申請書類と一緒にご提出ください）

- ・指定申請の場合は訪問リハビリテーション用のチェックリストを、事業開始届の場合は事業開始に係るチェックリストをご提出ください。

（１）指定申請書（様式第１号(1)）

（２）指定に係る記載事項（付表第１号(4)）、事業開始に係る記載事項

- ・指定申請の場合は付表第１号(4)を、事業開始届の場合は「事業開始に係る記載事項」をご提出ください。それぞれの様式の掲載ページは、本記述上部に記載しておりますのでご確認ください。

（３）登記事項証明書又は条例等

- ・商業登記、法人登記の登記事項証明書(3ヵ月以内に法務局から発行された原本)をご提出ください。なお、法人格を持たない個人が運営する病院、診療所の再申請の場合は、住民票(3ヵ月以内に発行された原本)をご提出ください。
- ・介護保険の訪問リハビリテーション等事業が法人の事業として明確に位置づけられている必要があります。(事業目的として、「介護保険法に基づく訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション事業」、「介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業」等と規定されていることが必要です。)

※「介護保険法に基づく居宅サービス事業」と規定すると、

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所

介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売のすべての事業が法人の事業目的として位置付けられたことになります。

※「介護保険法に基づく介護予防サービス事業」と規定すると、

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売のすべての事業が法人の事業目的として位置付けられたことになります。

- ・介護保険サービスの実施にあたって、認可（社会福祉法人、医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署と協議を行い、定款変更等の手続きを事前に済ませておく必要があります。（規定する具体的な文言は、法人を所管する部署にご確認ください。）
- ・登記申請中で、月末までに登記事項証明書が提出できない場合は、補正依頼申立書（参考様式34）と法務局の受領印が押してある登記申請書類の写しをご提出ください。
- ・認可（社会福祉法人、医療法人等）が必要な法人で、登記申請まで至っていない場合は、定款変更の認可書の写しをご提出ください。

（４）病院・診療所の使用許可証等の写

- ・法人格を持たない個人が運営する病院又は診療所の場合は、開設証明書の写しをご提出ください。

（５）介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写

- ・介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可申請と同時に申請する場合は、開設許可証の写しは不要です。

（６）医師及び理学療法士等の免許証の写

- ・従業者の資格要件を確認するため、医師1名分と、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士1名分の免許証の写しをご提出ください。合格証は不可です。
 - ・結婚等により現在の姓と免許証の姓が異なる場合は、公的機関が発行する書類により改姓したことを示す必要があります。具体的には、戸籍抄本、運転免許証の裏書き、年金手帳等の写しをご提出ください。
- ※住民票は、戸籍情報が記載されていないので不可です。

（７）平面図（参考様式 4）

- ・ビル等の1室を使用する場合は、屋外からその部屋に至るまでの経路確認のため、建物の1階及びその部屋が所在する階のフロア図をご提出ください。
- ・事業所や相談室が2階以上にあり、かつエレベーター等がない場合は、利用者等の誘導方法について配慮してください。

（８）運営規程（作成例あり）

- ・作成例を、NAGOYAかいごネットに掲載しておりますのでご確認ください。
- ・運営規程にも規定していただきますように、業務上知り得た利用者及び家族の個人情報について、在職中は勿論のことながら、退職後においても決して口外しない旨の誓約行為に従業者との雇用契約時に必ず行ってください。方法としては、就業規則の遵守事項に秘密保持について規定し、雇用契約時に従業者に読み聞かせるか、雇用契約書の内容に秘密保持についての誓約を盛り込んだ上で契約締結するか、別に雇用契約時に秘密保持について

の誓約書を従業者から提出させること等が考えられます。

- ・運営規程には、次の内容を記載する必要があります。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④訪問リハビリテーション等の利用料及びその他の費用の額

◇利用料とは別に「その他の費用」がある場合は当該費用も明記してください。

「その他の費用」とは、次の「⑤通常の事業の実施地域」外の場合の交通費（移動に要する実費）が該当します。

「その他の費用」の詳細は、愛知県のホームページ「利用料ガイドライン」を参照してください。

https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/guidelines/guidelines_index.html

- ⑤通常の事業の実施地域

◇客観的にその区域が特定される必要があるため、行政区画により規定してください。（「〇〇区の一部」等、客観的でない定め方はできません。）

◇サービス提供可能な範囲にしてください。

◇「通常の事業の実施地域」は、正当な理由なくサービスの提供を拒むことのない地域のことであり、この地域以外の利用者であってもサービスを提供することはできません。

- ⑥虐待の防止のための措置に関する事項

- ⑦その他運営に関する重要事項

◇利用者及びその家族の秘密の保持等について記載してください。

（９）利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式 6）

（10）誓約書（参考様式 8-1-1、8-1-2）

- ・参考様式 8-1-1 と参考様式 8-1-2 の２種類の誓約書をご提出ください。
- ・内容を確認した上でご提出ください。
- ・役員等には、管理者が含まれます。また介護保険事業を開始後も、役員や管理者が変更になる際には、これらの誓約内容を満たしていることの確認が必要です。

役員の範囲

※業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問いません。

医療法人	①理事、②監事
社会福祉法人	①理事、②監事
特定非営利活動法人	①理事、②監事
合同会社（有限責任社員のみで構成）	①全社員
合名会社（無限責任社員のみで構成）	①全社員
合資会社 （有限責任社員と無限責任社員とで構成）	①全社員
株式会社	①取締役（社外取締役を含む）、②執行役、 ③監査役（社外監査役）、④会計参与
地方公共団体	① 市町村長、②副市町村長

- (11) 介護給付費算定に係る届出書（加算参考様式1-1）
- (12) 介護給付費算定に係る一覧表（加算参考様式2-1、2-2）
- ・訪問リハビリテーションは加算参考様式2-1で、介護予防訪問リハビリテーションは加算参考様式2-2でそれぞれ作成しご提出ください。同時に申請する場合は、加算参考様式2-1と加算参考様式2-2の2種類の様式をご提出ください。
- (13) 加算に必要な書類
- ・算定する加算によって、添付書類が異なります。詳しくは、NAGOYAかいごネットの「変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（訪問リハ・介護予防訪問リハ）」で確認しご提出ください。
- (14) 業務管理体制に関する届出（第1号様式又は第2号様式）
- ・書面に代えて「業務管理体制の整備に関する届出システム」で届出を行うことも可能です。届出システムを活用し提出する場合は、その旨をチェックリストの備考欄に記載してください。
 - ・詳細についてはNAGOYAかいごネットをご覧ください。
- (15) 業務管理体制の事業所一覧
- （14）と同様
- (16) 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（参考様式 33）
- (17) その他基準省令確認書類（参考様式 46）
- 必要に応じてご提出ください。（様式は提出の必要がある場合にお渡しします。）
- (18) 手数料の領収書の写（A4 サイズ）
- ・手数料の領収書の写し（A4 サイズ）をご提出ください。
- (19) 補正依頼申立書（参考様式 34）
- ・法人登記が登記申請中で月末までに登記事項証明書を提出できない等の場合にご提出ください。